

奈良市公報

号外第21号

平成25年11月28日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則…………… 8
- 奈良市観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則…………… 8
- 奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則…………… 8
- 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則…………… 8
- 奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則…12
- 奈良市障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………12
- 奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則……………13
- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則……………14
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則……………14
- 奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則…18
- 奈良市医療法施行細則……………20
- 奈良市子ども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則……………69
- 奈良市風致地区条例施行規則……………69
- 奈良市債権管理条例施行規則……………83
- 奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則……………85

規 則

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第13号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則
(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)

観光経済部	観光戦略課	国際交流係 誘客促進係
	観光振興課	振興係 資源開発係 奈良町にぎわい係

の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の3」を「第36条の2」に、「第42条の4」を「第42条の5」に改める。

第2条の表中

連結運営推進
グループ

を

F M推進グル
ープ

に改め、同表市民生活部の部市民

課の項中「総務係 住民記録係 証明係 戸籍係 印鑑登録係」を「総務管理係 住民窓口係 戸籍窓口係」に改め、同部生活環境課の項の次に次のように加える。

新斎苑建設準
備グループ

第2条の表市民生活部の部看護専門学校準備グループの項を削り、同表市民活動部の部人権政策課の項中「施設係」を削り、同表保健福祉部の部福祉政策課の項中「指導監査係」を削り、同項の次に次のように加える。

指導監査グル
ープ

第2条の表保健福祉部の部保護第一課の項中「総務係」を「総務係 就労支援促進係」に改め、同部長寿福祉課の項中「施設指導係」を「施設整備係」に改め、同表子ども未来部の部子ども政策課の項の次に次のように加える。

こども園推進課	総務係 保育・教育指導係
保育所・幼稚園課	保育所・幼稚園係 民間施設係

第2条の表子ども未来部の部保育課の項を削り、同表環境部の部環境政策課の項の次に次のように加える。

エネルギー政策
課

第2条の表環境部の部産業廃棄物対策課の項中「審査係 指導啓発係」を削り、同部施設課の項中「施設課」を「クリーンセンター建設準備課」に改め、同表観光経済部の部中

を

観光 経済 部	観光戦略課	
	リニア推進室	
	観光振興課	振興係 資源開発係
	奈良町にぎわ い室	

に改め、同部農林課の項中「振興係 耕地係」を

「農林経営係 耕地係 攻める農業係」に改め、同表都市整備部の部都市計画室の款リニア推進室の項を削り、同表建設部の部道路室の款道路建設課の項中「道路整備第二係」を「道路整備第二係 橋梁長寿命化係」に改め、同部住宅課の項中「管理係 収納係 営繕係 建設係」を「住宅政策係 管理係 収納係 建設営繕係」に改める。

第6条第1項中第7号を第12号とし、第6号の次に次の5号を加える。

- (7) 奈良市総合財団に関すること。
- (8) 外郭団体との連絡調整に関すること。
- (9) 公営企業部門との連絡調整に関すること。
- (10) 指定管理者制度の総括に関すること。
- (11) 財務諸表の作成に関すること。

第6条第2項を次のように改める。

2 行政経営課FM推進グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 公有財産データの取りまとめに関すること。
- (2) 公有財産の統廃合の方針策定及び推進に関すること。
- (3) 未利用土地の利活用に関すること。

第7条第1項財務調査係の部分中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 財政健全化4指標に関すること。

第20条総務係の部分中「総務係」を「総務管理係」に改め、同部分の第3号を次のように改める。

- (3) 戸籍法等に基づく謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書の請求等の受理、作成、交付及び送付に関すること。

第20条総務管理係の部分の第7号を同部分の第11号とし、同部分の第6号の次に次の4号を加える。

- (7) 住民票の写し等の第三者交付本人通知制度に関すること。
- (8) 住民票の写し等の交付等におけるDV、ストーカー行為等の被害者保護のための措置に関すること。
- (9) 戸籍謄抄本交付手数料等の収納に関すること。
- (10) 埋火葬の許可書の交付及び使用料の収納に関すること。

第20条住民記録係の部分中「住民記録係」を「住民窓口係」に改め、同部分の第2号中「及び写しその他証明書等の請求の受理」を削り、同部分に次の4号を加える。

- (7) 住民基本台帳カードに関すること。
- (8) 特別永住者に関すること。

(9) 印鑑の登録に関すること。

(10) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の8の2の通知に関すること。

第20条証明係の部分中「戸籍係」を「戸籍窓口係」に改め、同部分の第1号中「及び謄抄本、写しその他証明書等の請求の受理」を削り、同部分の第2号中「、管理及び電算化」を「及び管理」に改め、同部分の第4号を次のように改める。

(4) 民刑事務に関すること（総務管理係の主管に属するものを除く。）。

第20条戸籍窓口係の部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条印鑑登録係の部分中第5号を削り、第6号を第4号とし、第8号を第5号とし、同条に次の1項を加える。

2 生活環境課新斎苑建設準備グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 火葬施設移転建設計画の調査研究に関すること。
- (2) 火葬施設移転建設計画の企画及び策定に関すること。
- (3) 火葬施設移転建設の用地選定及び取得に関すること。

第22条第1項地域医療係の部分の第7号中「の設置」を削り、同条第2項を削る。

第23条健診係の部分の第4号中「特定健診」を「国民健康保険に係る特定健診」に改め、同部分の第5号中「保健事業」を「国民健康保険に係る保健事業」に改め、同条給付係の部分の第1号中「診療請求」を「国民健康保険に係る診療報酬の請求」に改め、同部分の第2号中「保険給付金の支払その他」を「国民健康保険に係る」に改め、同部分の第3号中「一部負担金」を「国民健康保険に係る一部負担金」に改め、同部分の第4号中「保健事業」を「国民健康保険に係る保健事業」に改め、同部分の第5号中「被保険者」を「国民健康保険被保険者」に改め、同条賦課係の部分の第1号及び第2号中「保険料」を「国民健康保険料」に改め、同部分の第4号中「被保険者」を「国民健康保険被保険者」に改め、同条徴収係の部分の第1号及び第2号中「保険料」を「国民健康保険料」に改め、同部分の第3号中「保険料」を「国民健康保険料」に改め、「、延納」を削り、同部分の第4号中「保険料」を「国民健康保険料」に改め、同部分の第5号中「収納嘱託員」を「国民健康保険料収納嘱託員」に改める。

第28条人権施策係の部分中第12号を第17号とし、第11

号の次に次の5号を加える。

- (12) 共同浴場、自動車駐車場等に関する事
- (13) 住環境整備に係る残事業に関する事
- (14) 係主管の事業に係る関係部局との調整に関する事
- (15) 課主管の事業に係る工事の設計、施行、監督、検査に関する事
- (16) 課主管の事業用地の保安全管理に関する事

第28条中施設係の部分の削り。

第30条中指導監査係の部分の削り、同条に次の1項を加える。

2 福祉政策課指導監査グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査に関する事
- (2) 国立保健医療科学院及び中央福祉学院実施の社会福祉研修に関する事
- (3) 厚生統計調査に関する事
- (4) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の指導監査に関する事
- (5) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指導監査に関する事
- (6) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの指導監査に関する事
- (7) 介護老人保健施設の指導監査に関する事
- (8) 有料老人ホームの指導監査に関する事
- (9) 指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指導監査に関する事
- (10) 指定介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者の指導監査に関する事
- (11) 指定地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指導監査に関する事
- (12) 営利法人が運営する介護サービス事業所の監査に関する事
- (13) 民間保育所の指導監査に関する事
- (14) 認可外保育所の指導及び立入検査に関する事

第31条企画管理係の部分の第6号及び第7号中「指定等」を「指定」に改め、同条生活支援係の部分の第6号中「障害児通所支援」の次に「及び障害児相談支援」を加える。

第31条の2 高齢者医療係の部分の第2号を次のように改める。

- (2) 後期高齢者医療保険の資格事務及び保険給付に関する事

第31条の2 高齢者医療係の部分中第3号を第8号とし、第2号の次に次の5号を加える。

- (3) 後期高齢者医療保険料の収納整理に関する事
- (4) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事
- (5) 後期高齢者医療保険料の分納に関する事
- (6) 後期高齢者医療保険料の督促及び滞納処分に関

すること。

- (7) 後期高齢者医療健康診査に関する事

第31条の3 総務係の部分の次に次のように加える。
就労支援促進係

- (1) 被保護者、中国残留邦人等に係る就労支援に関する事
- (2) 住宅手当緊急特別措置事業に関する事
- (3) 生活保護に係る面接相談に関する事
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条に規定する調査等に関する事
- (5) その他生活保護制度の適正な運用に関する事

第31条の3 保護第一課、保護第二課、保護第三課及び保護第四課の部分の第1号中「(昭和25年法律第144号)」を削り。

第32条保険料係の部分中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第1号保険料の分納及び徴収猶予に関する事

第34条施設指導係の部分中「施設指導係」を「施設整備係」に改め、同部分の第1号中「、更新及び指導監査等」を「及び更新」に改め、同部分の第2号及び第3号中「及び指導監査等」を削り、同部分の第4号から第6号までの規定中「及び指導監査」を削り、同部分中第7号を削り、同部分中第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第35条企画調整係の部分中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 子ども・子育て会議に関する事
- (6) 子ども・子育て支援事業計画に関する事
- (7) 子ども・子育て支援新制度に係る調整に関する事（他課の主管に属するものを除く。）

第35条幼保連携推進係の部分の第1号中「幼稚園、保育所及び認定こども園等」を「市立幼稚園、市立保育所及び市立認定こども園等」に改め、同部分の第2号中「幼稚園、保育所及び認定こども園等」を「市立幼稚園、市立保育所及び市立認定こども園等」に、「基本計画」を「計画」に改め、同部分に次の2号を加える。

- (5) 待機児童対策に関する事（他課の主管に属するものを除く。）
- (6) （仮称）市立こども園の設置に係る総合調整に関する事

第35条の次に次の2条を加える。

（こども園推進課の事務）

第35条の2 こども園推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 保育事業の企画及び調整に関する事（他課の主管に属するものを除く。）
- (2) 保育所に係る関係課との連絡調整に関する事
- (3) 市立保育所の庶務に関する事
- (4) 市立保育所の施設整備及び維持管理に関する事

- (5) 市立保育所に係る公有財産の管理に関する事。
- (6) 保育所の給食に関する事。
- (7) 保育所における食育に関する事。
- (8) 市立認定こども園の移行に伴う初度調弁に関する事。
- (9) 幼保連携型認定こども園の認可及び運営に係る条例に関する事。
- (10) 市立保育所の待機児童対策に関する事。
- (11) 課の庶務に関する事。

保育・教育指導係

- (1) 保育所、幼稚園及び認定こども園への指導助言に関する事。
- (2) 市立保育所、市立幼稚園及び市立認定こども園の職員の指導等に関する事。
- (3) 保育士及び幼稚園教員の研修に関する事。
- (4) 臨時保育士等に関する事。
- (5) 民間保育所の指導監査並びに認可外保育施設の指導及び立入調査（保育内容に係る部分に限る。）に関する事。
- (6) 保育所、幼稚園及び認定こども園の園児の虐待防止及び発達支援に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 保育及び幼児教育に係る相談及び苦情に関する事。
- (8) 保育及び幼児教育に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (9) （仮称）市立こども園のカリキュラム策定に関する事。
- (10) 市立幼稚園預かり保育の実施に関する事。

（保育所・幼稚園課の事務）

第35条の3 保育所・幼稚園課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

保育所・幼稚園係

- (1) 保育所及び保育所型市立認定こども園への入所、転所及び退所に関する事。
- (2) 保育所保育料の決定に関する事。
- (3) 保育所、市立幼稚園、市立認定こども園及び市立幼稚園預かり保育の保育料等の徴収及び収納に関する事。
- (4) 市立幼稚園の学級編成に関する事。
- (5) 幼稚園就園奨励費に関する事。
- (6) 保育業務管理システムに関する事。
- (7) 支給認定基準に係る条例に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

民間施設係

- (1) 民間保育所の設置認可に関する事。
- (2) 民間保育所運営費補助金等に関する事。
- (3) 民間保育所の施設整備に関する事。
- (4) 病児・病後児保育事業及び家庭的保育事業の実施に関する事。
- (5) 指定保育士養成施設からの届出に関する事。

- (6) 地域型保育事業の認可及び運営に係る条例に関する事。
- (7) 私立幼稚園預かり保育事業に関する事。
- (8) 私立幼稚園の助成に関する事。
- (9) 民間保育施設の待機児童対策に関する事。

第36条の2 子育て係の部分の第3号を削り、同部分の第4号を第3号とし、同部分の第5号中「障害児通所支援」の次に「及び障害児相談支援」を加え、同号を同部分の第4号とする。

第36条の3を削る。

第42条の2 計画係の部分中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 奈良市環境基本条例（平成11年奈良市条例第5号）に関する事。

第42条の2 計画係の部分の第7号を削り、同部分中第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第42条の3を次のように改める。

（エネルギー政策課の事務）

第42条の3 エネルギー政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) エネルギーに係る施策の企画、調整及び調査に関する事。
- (2) 再生可能エネルギーの導入促進に関する事。
- (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく推進体制及び報告に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

第42条の4（見出しを含む。）中「施設課」を「クリーンセンター建設準備課」に改め、第7節中同条を第42条の5とし、第42条の3の次に次の1条を加える。

（産業廃棄物対策課の事務）

第42条の4 産業廃棄物対策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物処理の企画調整に関する事。
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置許可に関する事。
- (3) 産業廃棄物処理業の許可及び再生利用業の指定に関する事。
- (4) 市一般廃棄物処理施設の設置に係る届出の受理に関する事。
- (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録並びに解体業及び破碎業の許可に関する事。
- (6) 産業廃棄物処理業者の指導監督に関する事。
- (7) 産業廃棄物排出業者の指導に関する事。
- (8) 産業廃棄物の適正処理の普及啓発に関する事。
- (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者、解体業者及び破碎業者の指導監督に関する事。
- (10) 使用済自動車の適正処理の普及啓発に関する事。
- (11) 課の庶務に関する事。

第43条を次のように改める。

(観光戦略課の事務)

第43条 観光戦略課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 国際交流事業の企画及び立案に関すること。
- (2) 国際交流団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (3) 国内外友好・姉妹都市及び他の国外の都市との交流に関すること(他課の主管に属するものを除く。)
- (4) 国際交流協会に関すること。
- (5) 国内観光宣伝及び観光客誘致に関すること。
- (6) 海外観光宣伝及び外国人観光客誘致に関すること。
- (7) 観光情報に関すること。
- (8) 国内外からの会議、研修等の誘致に関すること。
- (9) 観光行政に係る国際機関との連絡調整に関すること。
- (10) 部及び課の庶務に関すること。

2 観光戦略課リニア推進室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) リニア中央新幹線の建設の促進及び中間駅の誘致に関すること。

第44条資源開発係の部分の第3号中「こと」の次に「(観光振興課奈良町にぎわい室の主管に属するものを除く。)」を加え、同条奈良町にぎわい係の部分の第3号を削り、同条に次の1項を加える。

2 観光振興課奈良町にぎわい室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 奈良町の観光資源の管理、活用及び創出に関すること。
- (2) 奈良町都市景観形成地区建造物保存整備事業に係る申請の受付等に関すること。
- (3) その他奈良町の振興に関すること。

第46条振興係の部分中「振興係」を「農林経営係」に改め、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 水田農業構造改革対策の推進に関すること。

第46条農林経営係の部分の第6号を削り、同部分中第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 森林経営及び森林環境に関すること。
- (9) 巨樹等の保存に関すること。

第46条農林経営係の部分中第10号から第13号までを削り、同条に次のように加える。

攻める農業係

- (1) 農林産物のブランド化の促進に関すること。
- (2) 地産地消の推進に関すること。
- (3) 6次産業化に関すること。
- (4) 農林産物の商品開発及び流通促進に関すること。
- (5) 都市と農村の交流事業に関すること。

第47条の2第2項を削る。

第56条第1項道路整備第一係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第

5号とし、同項道路整備第二係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項に次のように加える。

橋梁^{りょう}長寿命化係

- (1) 橋りょうの長寿命化に関すること。
- (2) 橋りょうの耐震補強工事に関すること。

第62条第1項企画調整係の部分中第3号から第5号までを削り、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 市営住宅等の敷地の境界明示に関すること。
- (4) 市営住宅等に係る土地等の取得、用途廃止等に関すること。

第62条第1項企画調整係の部分中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同部分の次に次のように加える。

住宅政策係

- (1) 総合的住宅施策に関すること。
- (2) 奈良市住宅マスタープランに関すること。
- (3) 市営住宅ストック総合活用計画に関すること。
- (4) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に関すること。
- (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)に係る連絡調整に関すること。
- (6) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)に係る連絡調整に関すること。
- (7) マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)に係る連絡調整に関すること。

第62条第1項管理係の部分及び収納係の部分の次に改める。

管理係

- (1) 市営住宅等並びに市営住宅等の駐車場及び共同施設の管理に関すること。
- (2) 市営住宅等の入居者の募集に関すること。
- (3) 市営住宅等の家賃、敷金、駐車場の使用料等(以下この条において「住宅使用料」という。)の決定に関すること。

収納係

- (1) 住宅使用料の徴収に関すること。
- (2) 住宅使用料に係る未収債権の管理に関すること。
- (3) 住宅使用料に係る滞納整理に関すること。
- (4) 住宅使用料の滞納に係る明渡し請求に関すること。

第62条第1項営繕係の部分の次に改める。

建設営繕係

- (1) 市営住宅等の建設、修繕及び整備工事に関すること。

第62条第1項建設係の部分及び同条第2項を削る。

第66条中第8項を第9項とし、第2項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 特に必要があるときは、統括官を置く。

第67条第11項中「前条第7項」を「前条第8項」に改

め、同項を同条第12項とし、同条中第3項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「所属職員あるときは、これ」を「当該施策に係る事務を処理するため、市民生活部危機管理課に属する職員」に改め、同項を同

条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 統括官は、上司の命を受けて、市の重要施策及び特命事項の企画及び遂行並びに部をまたがる政策課題等の部間調整に係る事務を掌理する。

子ども育成課	児童館	を
子育て相談課	子ども発達センター	
保育課	保育所	

こども園推進課	保育所	に、
子ども育成課	児童館	
子育て相談課	子ども発達センター	

柳生の里観光施設	を	柳生の里観光施設	に改める。
観光センター			

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「証明印鑑登録係 戸籍住民記録係」を「総務証明係 戸籍住民係」に改め、同条第2項福祉係の部分中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項証明印鑑登録係の部分中「証明印鑑登録係」を「総務証明係」に改め、同部分の第1号中「謄抄本、写しその他証明書等の交付」を「謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書の請求等の受理、作成、交付及び送付」に改め、同部分中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 住民票の写し等の第三者交付本人通知制度に基づく本人通知に関する事。

第2条第3項総務証明係の部分中第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同項戸籍住民記録係の部分中「戸籍住民記録係」を「戸籍住民係」に改め、同部分の第1号中「及び謄抄本、写しその他証明書等の請求の受理並びに作成」を削り、同部分中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 民刑事務に関する事(総務証明係の主管に属するものを除く。)

第2条第3項戸籍住民係の部分中第10号及び第11号を削り、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を削り、第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 住民票の写し等の第三者交付本人通知制度に基づく事前登録に関する事。

(6) 住民票の写し等の交付等におけるDV、ストーカー行為等の被害者保護のための措置に関する事。

(7) 印鑑の登録に関する事。

第2条の2中第3号及び第4号を削り、第5号を第3

号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 民刑事務に関する事。

(5) 住民票の写し等の第三者交付本人通知制度及び住民票の写し等の交付等におけるDV、ストーカー行為等の被害者保護のための措置に関する事。

第2条の2中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第26号までを2号ずつ繰り上げる。

第2条の3第1項中「及び係」及び「地域振興係 業務係」を削り、同条第2項第11号中「及び謄抄本、写しその他証明書等の請求」を「並びに謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書の請求等」に改め、同項第14号及び第15号を削り、第13号の次に次の2号を加える。

(14) 民刑事務に関する事。

(15) 住民票の写し等の第三者交付本人通知制度及び住民票の写し等の交付等におけるDV、ストーカー行為等の被害者保護のための措置に関する事。

第2条の3第2項中第17号及び第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号を削り、第21号を第18号とし、第22号から第32号までを3号ずつ繰り上げ、第33号を削り、第34号を第30号とし、第35号から第40号までを4号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 地域振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 自治会等各種団体との連絡調整に関する事。

(2) 地縁による団体の認可申請の受付に関する事。

(3) 市民への通知及び連絡に関する事。

(4) 地域イベントその他地域の振興に関する事。

(5) 地域住民による協議組織に関する事。

(6) 送迎用コミュニティバスの運行に関する事。

(7) 観光施設及び地域振興施設の維持管理に関する事(他課の所管に属するものを除く。)

(8) 使用料、手数料等の収納に関する事。

(9) 農林業振興に関する申請等の受付及び各種事業の地元調整に関する事。

- (10) 道路、橋りょう、河川及び法定外公共物の軽易な維持管理及び各種申請の受付に関する事。
 - (11) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の管理に関する事。
 - (12) 不法投棄、水質汚濁、大気汚染、騒音等の苦情及び相談の受付に関する事。
 - (13) 使用料、手数料、分担金等の収納に関する事。
 - (14) 課の庶務に関する事。
- 第2条の4第1項中「及び係」、「総務係 住民係」及び「産業係 水道係」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。
- 2 総務住民課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 統計法の規定に基づく各種統計及び調査に関する事。
 - (2) 使用料、手数料等の収納に関する事。
 - (3) 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納及び証明に関する事。
 - (4) 住所変更に伴う諸手続に関する事。
 - (5) 一般廃棄物収集の申込受付に関する事。
 - (6) 自衛官募集に関する事。
 - (7) 自動車の臨時運行許可に関する事。
 - (8) 固定資産課税台帳の閲覧に関する事。
 - (9) 地籍図の保管及び閲覧に関する事。
 - (10) 住民基本台帳の閲覧に関する事。
 - (11) 戸籍法等に基づく各種届出等並びに謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書の請求等の受理、作成及び交付に関する事。
 - (12) 戸籍簿、住民基本台帳その他の諸帳簿の調製及び管理に関する事。
 - (13) 戸籍法等に基づく職権による事務処理に関する事。
 - (14) 住民の実態調査に関する事。
 - (15) 民事事務に関する事。
 - (16) 住民票の写し等の第三者交付本人通知制度及び住民票の写し等の交付等におけるDV、ストーカー行為等の被害者保護のための措置に関する事。
 - (17) 印鑑の登録に関する事。
 - (18) 埋火葬の許可に関する事。
 - (19) 妊娠届及び死産届並びに母子健康手帳に関する事。
 - (20) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく事務処理に関する事。
 - (21) 国民健康保険被保険者証の交付及び返還に関する事（更新を除く。）。
 - (22) 障害者福祉に関する申請等の受付に関する事。
 - (23) 高齢者福祉に関する申請等の受付に関する事。
 - (24) 児童手当及び児童扶養手当に関する申請等の受付に関する事。
 - (25) 特別児童扶養手当の受付に関する事。
 - (26) 生活保護の相談及び受付に関する事。

- (27) 戦傷病者及び遺族援護に関する申請等の受付に関する事。
- (28) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関する事。
- (29) 国民健康保険の保険給付に関する申請の受付に関する事。
- (30) 福祉医療に関する申請等の受付に関する事。
- (31) 医療費助成金交付請求等の受付に関する事。
- (32) 老春手帳の交付に関する事。
- (33) 介護保険に関する申請等の受付に関する事。
- (34) 後期高齢者医療制度に関する申請等の受付に関する事。
- (35) その他市長から特に命じられた事。
- (36) センター及び課の庶務に関する事。

3 業務課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地籍調査に関する事。
- (2) 農林業振興に関する申請等の受付及び各種事業の地元調整に関する事。
- (3) 道路、橋りょう、河川及び法定外公共物の軽易な維持管理及び各種申請の受付に関する事。
- (4) 不法投棄、水質汚濁、大気汚染、騒音等の苦情及び相談の受付に関する事。
- (5) 手数料の収納に関する事。
- (6) 浄化槽設置事業に関する補助申請の受付に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

(奈良市役所連絡所設置規則の一部改正)

第3条 奈良市役所連絡所設置規則（昭和52年奈良市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「及び謄抄本、写しその他証明書等」を「並びに謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 連絡所（東寺林連絡所を除く。）の統括に関する事。

第3条第3項第4号中「謄抄本、写しその他証明書等」を「謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書」に改める。

(奈良市民サービスセンター規則の一部改正)

第4条 奈良市民サービスセンター規則（平成4年奈良市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中ただし書を削り、同条第3号中「謄抄本」を「謄抄本等」に改める。

(奈良市保健所組織規則の一部改正)

第5条 奈良市保健所組織規則（平成14年奈良市規則第44号）の一部を次のように改める。

第3条中「医事係」を「医事薬事係」に改める。

第4条企画調整係の部分中第16号を削り、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 保健関係職員の研修に関する事。

第4条医事係の部分中「医事係」を「医事薬事係」に改め、同部分の第12号を削る。

第6条医療給付係の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第14号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則

(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「教育センターの課長」を「教育支援課長」に改める。

(奈良市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良市青少年問題協議会条例施行規則(昭和40年奈良市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地域教育課」を「生涯学習課」に改める。

(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)

第3条 奈良市緑花推進会議設置規則(昭和48年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表子ども未来部の項中「保育課長」を「こども園推進課長 保育所・幼稚園課長」に改め、同表環境清美部の項中「環境清美部」を「環境部」に改め、同表観光経済部の項中「観光交流課長」を「観光振興課長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「地域教育課長」を「生涯学習課長」に改める。

(奈良市公印規則の一部改正)

第4条 奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表公民館事務専用市長印の項中「地域教育課」を「生涯学習課」に改める。

(奈良市臨時職員に関する規則の一部改正)

第5条 奈良市臨時職員に関する規則(平成2年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育総務課長」を「教職員課長」に改める。

(奈良市パートタイム職員に関する規則の一部改正)

第6条 奈良市パートタイム職員に関する規則(平成3年奈良市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「教育総務課長」を「教職員課長」に改める。

第1期分	第1期
第2期分	第2期

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第15号

奈良市観光自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市観光自動車駐車場条例施行規則(平成12年奈良市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「8,000円」を「6,000円」に改める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第16号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和41年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第9条の4の見出し中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改め、同条中「第9条の2第1項第2号」を「第9条の2第1項第3号」に改める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第17号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則(昭和34年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第3号様式中「申請者」を「申請者(葬儀執行人)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第4号様式の(1枚目:一般納付用)及び同様式の(1枚目:口座振替納付用)中

第3期分	を	第3期
第4期分		第4期
第5期分		第5期
第6期分		第6期
第7期分		第7期
第8期分		第8期
第9期分		第9期
第10期分		第10期

に改め、同様式の(7枚目:一般納付用)中「〒539-5794」を「〒539-8794」に、

「納付義務者住所・氏名」を

口座番号		加入者名	奈良市会計管理者
「納付義務者住所・氏名」			

に改める。

別記第4号様式の2中

「発送年月日 年 月 日」を

「発送年月日 年 月 日」に、

奈良市長 氏 名 印」

「備考」を「(注)不服申立てについて記載する。」に、
「不服申立て、過誤額のある者」を「過誤納額のある人」
に改める。

別記第5号様式中「奈良市長 氏 名 様」を
「(宛先)奈良市長」に改める。

別記第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第8号様式及び第9号様式を次のように改める。

第8号様式(第17条関係)

還付金請求権者

住所

氏名

過誤納金還付(充当)通知書

奈良市長

氏 名 印

年 月 日 発行No.

還付金額 ⑨-⑩	円
-------------	---

あなたが納付(入)された国民健康保険料が次のとおり納め過ぎになりました。裏面をご覧の上、還付金をお受け取りください。

年度	特 別 会 計	調 定 コ ー ド	記 号 番 号
	国 民 健 康 保 険		

区 分	料 額		合 計	納付年月日	還付納期区分
納付済額	① 円	④ 円	⑦=①+④ 円	年 月 日	期
納付すべき額	② 円	⑤ 円	⑧=②+⑤ 円	過納	誤納
差引過誤納額	③=①-② 円	⑥=④-⑤ 円	⑨=③+⑥ 円		

充当内訳	科 目	年 度	期	⑩ 充 当 額
	国民健康保険料			円

支払場所	支払期間
	年 月 日から 年 月 日まで

受領に当たっては必ず裏面を参照してください。

銀行支払済印

(注) 余白に過誤納金の該当年度について、裏面に還付金の受け取り方及び受領上の注意について記載する。

第9号様式(第19条関係)

督促状

納付義務者 住所・氏名

様

あなたの世帯の下記の国民健康保険料は、納期限を過ぎて未納となっています。

年度	国民健康保険料
第 期	円

指定納期限までに必ず納付してください。

調定コード		記号番号	
-------	--	------	--

指 定 納 期 限	
-----------	--

右記のとおり納めてください。

年 月 日

(注)

奈良市長 氏 名 印

納付場所は裏面をご覧ください。

この督促状到着までに納付された場合は、
行き違いですのでご了承ください。

(注) 督促に係る根拠等、必要な記載をすることができる。

別記第12号様式中「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に改める。

別記第14号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第15号様式中

年度	期別	納付金額 (円)	振替年月日
合計			

を

年度	期別	納付金額 (円)	振替年月日
合計			

に改める。

別記第16号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市国民健康保険規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第18号

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則
奈良市中小企業資金融資規則(昭和39年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(申請手続)

第7条 融資を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、奈良市中小企業資金融資申請書(別記様式)に納税証明書並びに信用保証委託申込書及び信用保証協会が必要と認める書類を添えて、融資を受けようとする金融機関を経て、信用保証協会に提出しなければならない。

2 信用保証協会は、前項の規定による申請を受理したときは、当該申請に係る奈良市中小企業資金融資申請書を速やかに市長に送付しなければならない。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市中小企業資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る分から適用する。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第19号

奈良市障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年奈良市規則第28号)の一部を次のように改正する。

題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第1条中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)」に、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法第51条の17第1項第1号」を「法第51条の17第1項第1号」に改める。

第2条第1項中「障害者自立支援法」を「法」に、「指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所指定申請書」を「指定特定相談支援事業者 指定障害児相談支援事業者指定申請書」に改める。

第3条中「障害者自立支援法第51条の25」を「法第51条の25」に、「障害者自立支援法施行規則」を「省令」に、「指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所変更届出書」を「指定特定相談支援事業者 指定障害児相談支援事業者変更届出書」に、「指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所廃止・休止・再開届出書」を「指定特定相談支援事業者 指定障害児相談支援事業者廃止・休止・再開届出書」に改める。

第4条中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

別記第1号様式中

「指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 指定申請書」を「指定特定相談支援事業者 指定申請書」に、「障害者自立支援法に規定する指定特定相談支援事業所 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業所」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害児相談支援事業者 児童福祉法に規定する指定特定相談支援事業者」に改める。

別記第2号様式中

「指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 変更届出書」を「指定特定相談支援事業者 指定障害児相談支援事業者 変更届出書」に改める。

別記第3号様式中

別記第6号様式中

「 <<返還金振込先>>

金融機関名			本店 支店 出張所
口座の種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

「 <<返還金振込先>> 一般の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらかを記入してください。

一般の金融機関名	銀行 信金・金庫 農協・労金		本店 支店 出張所
口座の種別	普通・当座	口座番号	

「指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 廃止・休止・再開届出書」を「指定特定相談支援事業者 指定障害児相談支援事業者 廃止・休止・再開届出書」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第20号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則（平成20年奈良市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「 年 月 日 時から 時まで 」を

年	月	日	
<input type="checkbox"/> 午前		<input type="checkbox"/> 午後	
9:00~12:00		13:00~17:00	
<input type="checkbox"/> 夜間		<input type="checkbox"/> 午前・午後	
18:00~21:00		9:00~17:00	
<input type="checkbox"/> 午後・夜間		<input type="checkbox"/> 全日	
13:00~21:00		9:00~21:00	

「2 ※箇所は、記入しないでください。」を

「2 使用日時は、使用する時間区分の□に✓を記入して

3 ※箇所は、記入しないでください。

ください。」に改める。

別記第5号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

ゆうちょ銀行	店番	記号	番号(口座番号)
		1 0	
フリガナ			
口座名義人			

に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第21号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則(平成12年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「20」を「25以内」に改める。

第3条中「5人」を「5人以内」に改める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第22号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号イ(㊦)中「障害者自立支援法」を「障別表第1西部出張所総務課の項を次のように改める。

西部出張所 総務課	課長を除く課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る手数料の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
--------------	---------	--

別表第1西部出張所住民課の項中「課長補佐、証明印鑑登録係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表都祁行政センター総務住民課の項を次のように改める。

都祁行政センタ ー 総務住民課	課長を除く課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及びこれらの附帯金の収納 2 所管に係る使用料、手数料等の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
-----------------------	---------	---

別表第1都祁行政センター業務課の項中「使用料、手数料、分担金等」を「手数料」に改め、同表文化振興課の項の次に次のように加える。

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第30条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

令第161条第1項第15号の規則で定める契約は、次の各号に掲げる経費に係る契約のうち、当該経費を自動口座振替の方法により支払うものとする。

- (1) 料金後納郵便物に関する料金
- (2) 電子計算機、複写機その他事務用機器(これらに付随する物品を含む。)の借入れに関する経費
- (3) 自動車を借り入れる契約に基づき支払をする経費
- (4) 土地及び建物の借入れに関する経費
- (5) 機械及び物品の借入れに関する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に会計管理者が必要と認める経費

第30条に次の1項を加える。

3 資金前渡のうち、第1項各号に掲げる経費に係る資金並びに令第161条第1項第13号及び第14号に掲げる経費に係る資金で自動口座振替の方法により支払うものについては、6月分以内の金額を予定して交付することができる。

第31条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる経費に係る資金について前渡金額と支払額が同額である場合は、精算を要しないものとする。

- (1) 前条第1項に掲げる経費
- (2) 令第161条第1項第13号及び第14号に掲げる経費
第33条の2第3号中「(昭和22年法律第164号)」を削り、「身体障害者福祉法」の次に「(昭和24年法律第283号)」を加える。

スポーツ振興課	課長を除く課員	所管に係るスポーツ事業収入の収納
---------	---------	------------------

別表第1 子育て相談課の項から保育所の項までを次のように改める。

保育所	保育園長、副園長、主任及び保育士	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所保育料の収納 2 認定こども園教育保育利用者負担金の収納 3 認定こども園預かり保育利用者負担金の収納 4 所管に係る利用料の収納 5 所管に係る実費徴収金の収納
保育所・幼稚園課	保育所・幼稚園係長及び係員	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所保育料の収納 2 幼稚園入園料及び保育料の収納 3 認定こども園教育保育利用者負担金の収納 4 認定こども園預かり保育利用者負担金の収納 5 所管に係る利用料の収納 6 所管に係る実費徴収金の収納
子育て相談課	ひとり親家庭支援係長及び係員	母子寡婦福祉資金、母子福祉生業資金及び母子福祉奨学資金の貸付回収金の収納
	相談係長及び係員	助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納

別表第1 教育総務課の項及び地域教育課の項を次のように改める。

教育総務課	施設係長及び係員	所管に係る使用料の収納
生涯学習課	課長を除く課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る事業収入の収納 2 所管に係る手数料の収納

別表第1 図書館の項を削り、同表埋蔵文化財調査センターの項の次に次のように加える。

図書館	西部図書館長及び北部図書館長並びに主任及び係員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る弁償金の収納 2 所管に係る複写料の収納
地域教育課	放課後児童育成係長及び係員	児童育成料の収納
教育支援課	課長補佐、総務係長及び係員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る使用料の収納 2 所管に係る実績徴収金の収納

別表第1 教育支援課の項を削る。

別表第2 都祁行政センター業務課長の項中「使用料、手数料、分担金等」を「手数料」に改め、同表文化振興課長の項の次に次のように加える。

スポーツ振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る使用料の徴収 2 所管に係るスポーツ事業収入の収納
----------	---

別表第2 子育て相談課長の項及び保育課長の項を次のように改める。

保育所・幼稚園課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所保育料の収納 2 幼稚園入園料及び保育料の収納 3 認定こども園教育保育利用者負担金の収納 4 認定こども園預かり保育利用者負担金の収納 5 所管に係る利用料の収納 6 所管に係る実費徴収金の収納
-----------	--

子育て相談課長	1 母子寡婦福祉資金、母子福祉生業資金及び母子福祉奨学資金の貸付回収金の収納 2 助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金の収納
---------	---

別表第2 教育総務課長の項及び地域教育課長の項を次のように改める。

教育総務課長	1 所管に係る使用料及び手数料の収納 2 高等学校授業料、入学料及び入学考査料の収納
生涯学習課長	1 所管に係る事業収入の収納 2 所管に係る手数料の収納

別表第2 中央図書館長の項を削り、同表埋蔵文化財調査センター所長の項の次に次のように加える。

中央図書館長	1 所管に係る弁償金の収納 2 所管に係る複写料の収納
地域教育課長	児童育成料の収納

別表第3の13の項中

入札書（見積書） 契約書（請書）	を	入札書（見積書） 確認書 契約書（請書）	に改め
---------------------	---	----------------------------	-----

る。

別記第21号様式を次のように改める。

第21号様式（第37条・第41条関係）

(表)
相手方登録申請書

(宛先) 奈良市長

下記のとおり申請します。 提出日 年 月 日

新規・変更

1 名称 法人名・屋号・団体名 (株式会社・社団法人等の法人組織名称もご記入ください)
(変更がなくても記入してください) フリガナ _____

 支店名・営業所名 _____

2 氏名 役職名・肩書き 代表者氏名・個人氏名 (個人氏名を記入の場合はフリガナも記入)
 フリガナ _____

3 住所 郵便番号 _____ 代表者印または個人印
 住所 _____
 (市内住所コード) _____

電話番号 _____ FAX番号 _____

4 支払方法 どちらかに○をつけてください 1. 口座振替 2. 窓口払

5 口座 金融機関名 (金融機関コード) _____
 (支店コード) _____
 銀行・金庫 本店・支店・出張所
 農協 本所・支所

預金種目に○をつけてください
 1. 普通預金 2. 当座預金 4. 貯蓄預金 9. その他

口座番号 _____
 _____ (通帳を確認のうえご記入ください)

口座名義人カナ _____
 漢字 _____

* 工事前払専用口座の記入は裏面へ → 前払い口座 (有・無)

会社名称・個人名称が変更となった場合は、余白に (旧) ○○として旧名称を記入してください。

(裏)

工事前払専用口座

金融機関名 (金融機関コード) _____
 (支店コード) _____
 銀行・金庫 本店・支店・出張所
 農協 本所・支所

1. 普通預金
 口座番号 _____
 _____ (通帳を確認のうえご記入ください)

口座名義人カナ _____
 漢字 _____

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第23号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則
奈良市保健所長事務委任規則（平成14年奈良市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号を次のように改める。

(7) 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

ア 法第4条第1項の規定による薬局開設の許可に関する事。

イ 法第4条第2項の規定による薬局開設の許可の更新に関する事。

ウ 法第7条第3項ただし書の規定による薬局の管理者の兼務許可に関する事。

エ 法第10条（法第38条において準用する場合を含む。）の規定による薬局の廃止、休止及び再開並びに変更の届出の受理に関する事。

オ 法第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品（薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この号において「令」という。）第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可に関する事。

カ 法第12条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新に関する事。

キ 法第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可に関する事。

ク 法第13条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新に関する事。

ケ 法第14条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認に関する事。

コ 法第14条第9項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の変更の承認に関する事。

サ 法第14条第10項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の軽微な変更の届出の受理に関する事。

シ 法第14条の9第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の届出の受理に関する事。

ス 法第14条の9第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る届け出た事項の変更の届出の受理に関する事。

セ 法第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の廃止、休止若しくは休止した事業の

再開又は総括製造販売責任者等の変更の届出の受理に関する事。

ソ 法第19条第2項の規定による薬局製造販売医薬品の製造所の廃止、休止若しくは休止した製造所の再開又は医薬品製造管理者等の変更の届出の受理に関する事。

タ 法第24条第1項の規定による医薬品の店舗販売業（以下「店舗販売業」という。）の許可に関する事。

チ 法第24条第2項の規定による店舗販売業の許可の更新に関する事。

ツ 法第28条第3項ただし書の規定による店舗販売業の店舗管理者の兼務許可に関する事。

テ 法第69条第1項及び第2項並びに第4項の規定による報告の徴収、立入検査及び収去に関する事。

ト 法第70条第1項及び第2項の規定による不良医薬品等の廃棄、回収等の措置命令及び廃棄等の処分に関する事。

ナ 法第71条の規定による検査命令に関する事。

ニ 法第72条第3項及び第4項の規定による構造設備の改善命令及び使用禁止に関する事。

ヌ 法第72条の2第1項の規定による業務の体制の整備命令に関する事。

ネ 法第72条の4の規定による業務の運営の改善及び条件違反の是正のための措置命令に関する事。

ノ 法第73条の規定による管理者の変更命令に関する事。

ハ 法第74条の2の規定による薬局製造販売医薬品に係る承認の取消し又は承認事項の変更命令に関する事。

ヒ 法第75条第1項の規定による許可の取消し及び業務の停止命令に関する事。

フ 法第76条の規定による通知並びに弁明及び有利な証拠の提出に関する事。

ヘ 法第77条の4の3の規定による報告の受理（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。）に関する事。

ホ 令第2条の規定による総取扱処方箋数の届出の受理に関する事。

マ 令第4条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の交付に関する事。

ミ 令第5条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付に関する事。

ム 令第6条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付に関する事。

メ 令第6条第4項及び第7条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納の受理に関する事。

モ 令第8条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳に関する事。

ヤ 令第11条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の交付に関する事。

ユ 令第12条第1項の規定による薬局製造販売医薬品

の製造業の許可証の書換え交付に関すること。

ヨ 令第13条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付に関すること。

ラ 令第13条第4項及び第14条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納の受理に関すること。

リ 令第15条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可台帳に関すること。

ル 令第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認台帳に関すること。

レ 令第44条の規定による薬局開設又は店舗販売業の許可証の交付に関すること。

ロ 令第45条第1項の規定による薬局開設又は店舗販売業の許可証の書換え交付に関すること。

ワ 令第46条第1項の規定による薬局開設又は店舗販売業の許可証の再交付に関すること。

ヲ 令第46条第3項及び第47条の規定による薬局開設又は店舗販売業の許可証の返納の受理に関すること。

ン 令第48条の規定による薬局開設又は店舗販売業の許可台帳に関すること。

あ 令第49条第2項の規定による県知事への通知に関すること。

い 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この号において「省令」という。）第15条の4第2項（省令第142条において準用する場合を含む。）の規定による郵便等販売の届出の受理に関すること。

第2条第1項第8号を次のように改める。

(8) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

ア 法第4条第1項の規定による毒物及び劇物の販売業の登録に関すること。

イ 法第7条第3項（法第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理に関すること。

ウ 法第10条第1項の規定による販売業者の氏名の変更等の届出の受理に関すること。

エ 法第15条の3（法第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定による販売業者に対する廃棄物の回収等の命令に関すること。

オ 法第17条第2項（法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による販売業者に対する報告の徴収及び立入検査並びに毒物等の取去に関すること。

カ 法第19条第1項の規定による販売業者に対する措置命令に関すること。

キ 法第19条第2項の規定による登録の取消しに関すること。

ク 法第19条第3項（法第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定による毒物劇物取扱責任者の変更命令に関すること。

ケ 法第19条第4項の規定による登録の取消し及び業務の停止命令に関すること。

コ 法第20条第2項（法第22条第7項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消処分等に係る聴聞の期日及び場所の公示に関すること。

サ 法第21条第1項の規定による特定毒物の品名及び数量の届出の受理に関すること。

シ 法第22条第1項又は第2項の規定による業務上取扱者の届出の受理に関すること。

ス 法第22条第3項の規定による事業の廃止等の届出の受理に関すること。

セ 法第22条第6項の規定による措置命令に関すること。

ソ 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この号において「令」という。）第33条の規定による毒物又は劇物の販売業の登録票の交付に関すること。

タ 令第35条第1項の規定による登録票の書換え交付に関すること。

チ 令第36条第1項の規定による登録票の再交付に関すること。

ツ 令第36条第3項及び第36条の2第1項の規定による登録票の返納の受理に関すること。

テ 令第36条の2第2項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録票の交付に関すること。

ト 令第36条の3第1項の規定による登録簿に関すること。

第2条第1項第20号オ中「興行場法施行条例（昭和59年9月奈良県条例第5号）」を「奈良市興行場法施行条例（平成24年奈良市条例第58号）」に改め、同号カ中「第4条」を「第9条」に改め、同項第21号ク中「旅館業法施行条例（昭和24年1月奈良県条例第3号）第3条第7号ア(13)及び同号イ(3)」を「奈良市旅館業法施行条例（平成15年奈良市条例第12号）第9条第7号ア(13)及び同号イ(13)」に改め、同項第22号キ中「公衆浴場法施行条例（昭和24年1月奈良県条例第2号。以下この号において「県条例」という。）第1条の2ただし書」を「奈良市公衆浴場法施行条例（平成24年奈良市条例第59号。以下この号において「条例」という。）第2条ただし書」に改め、同号ク中「県条例第3条第16号」を「条例第4条第15号」に改め、同号ケ中「県条例第5条」を「条例第6条」に改め、同項第27号ケ中「奈良県美容師法施行条例（平成12年3月奈良県条例第40号）」を「奈良市美容師法施行条例（平成24年奈良市条例第61号）」に改め、同項第28号ケ中「奈良県理容師法施行条例（平成12年3月奈良県条例第39号）」を「奈良市理容師法施行条例（平成24年奈良市条例第62号）」に改め、同項第29号サ中「別表第2の24の項」を「別表第2の25の項」に、同項第30号キ中「別表第2の20の項」を「別表第2の21の項」に改める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市医療法施行細則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第24号

奈良市医療法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の施行に関し、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開設許可の申請)

第2条 法第7条第1項の規定による診療所又は助産所の開設許可の申請は、診療所開設許可申請書（別記第1号様式）又は助産所開設許可申請書（別記第2号様式）によらなければならない。

(開設許可事項変更許可の申請)

第3条 法第7条第2項の規定による診療所又は助産所の開設許可事項の変更許可の申請は、診療所（助産所）開設許可事項変更許可申請書（別記第3号様式）によらなければならない。

(開設の届出)

第4条 政令第4条の2第1項の規定による診療所又は助産所の開設の届出は、診療所開設届（別記第4号様式）又は助産所開設届（別記第5号様式）によらなければならない。

2 法第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出は、診療所開設届（別記第6号様式）又は助産所開設届（別記第7号様式）によらなければならない。

(開設許可事項等変更の届出)

第5条 政令第4条第1項の規定による診療所又は助産所の開設許可事項の変更の届出は、診療所（助産所）開設許可事項変更届（別記第8号様式）によらなければならない。

2 政令第4条第3項又は第4条の2第2項の規定による診療所又は助産所の開設届出事項の変更の届出は、診療所（助産所）開設届出事項変更届（別記第9号様式）によらなければならない。

(休止、廃止又は再開等の届出)

第6条 法第8条の2第2項及び法第9条第1項の規定による診療所又は助産所の休止、廃止、又は再開の届出は、診療所（助産所）休止（廃止・再開）届（別記第10号様式）によらなければならない。

2 法第9条第2項の規定による診療所又は助産所の開設者の死亡又は失踪の届出は、診療所（助産所）開設者死亡（失踪）届（別記第11号様式）によらなければならない。

(開設者管理免除許可の申請)

第7条 法第12条第1項ただし書の規定による診療所又は

助産所の開設者自身の管理免除に関する許可の申請は、診療所（助産所）開設者管理免除許可申請書（別記第12号様式）によらなければならない。

(管理者兼任許可の申請)

第8条 法第12条第2項の規定による診療所又は助産所の管理者が他の診療所又は助産所の管理者を兼ねることに係る許可の申請は、診療所（助産所）管理者兼任許可申請書（別記第13号様式）によらなければならない。

(専属薬剤師設置免除許可の申請)

第9条 法第18条ただし書の規定による診療所の専属薬剤師の設置免除に関する許可の申請は、診療所専属薬剤師設置免除許可申請書（別記第14号様式）によらなければならない。

(使用許可の申請)

第10条 法第27条の規定による診療所又は助産所の構造設備の使用についての許可の申請は、診療所（助産所）構造設備使用許可申請書（別記第15号様式）によらなければならない。

(診療用エックス線装置等の届出)

第11条 法第15条第3項の規定による診療用エックス線装置等の設置、変更、廃止等の届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める届出書によらなければならない。

- (1) 省令第24条の2の規定による設置の届出 診療用エックス線装置設置届（別記第16号様式）
- (2) 省令第25条の規定による設置の届出 診療用高エネルギー放射線発生装置設置届（別記第17号様式）
- (3) 省令第25条の2の規定による設置の届出 診療用粒子線照射装置設置届（別記第18号様式）
- (4) 省令第26条の規定による設置の届出 診療用放射線照射装置設置届（別記第19号様式）
- (5) 省令第27条第1項又は第2項の規定による設置の届出 診療用放射線照射器具設置届（別記第20号様式）
- (6) 省令第27条の2の規定による設置の届出 放射性同位元素装備診療機器設置届（別記第21号様式）
- (7) 省令第28条第1項の規定による備付の届出 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届（別記第22号様式）
- (8) 省令第27条第3項又は第28条第2項の規定による使用の届出 診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届（別記第23号様式）
- (9) 省令第29条第1項又は第2項の規定による変更の届出 診療用エックス線装置等届出事項変更届（別記第24号様式）
- (10) 省令第29条第1項又は第3項の規定による廃止の届出 診療用エックス線装置等廃止届（別記第25号様式）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

診察室

診察室名	室面積	処置室兼用の場合はその部分の面積	暖房	診察室名	室面積	処置室兼用の場合はその部分の面積	暖房
	m ²				m ²		
	m ²				m ²		

処置室（診療室兼用の場合を除く。）

処置室名	室面積	暖房	備考	処置室名	室面積	暖房	備考
	m ²				m ²		
	m ²				m ²		

歯科技工室

室面積	防塵設備	給水設備	火気設備	防火設備	その他の設備	備考
m ²						

調剤所

室面積	採光面積	外気開放面積	貯蔵設備	冷暗設備	給水箇所	てんびん
m ²						10mg 台 500mg 台

手術室

区分	面積	構造設備							
		手術台	床	壁	天井	照明	暖房	滅菌手洗設備	備考
	m ²	台							
	m ²	台							
準備室									
その他の施設									
防ばく設備									

分娩室及び新生児入浴施設

	室面積	構造設備	備考
分娩室	m ²		
新生児入浴施設	m ²		

給食施設

床面積	床の構造	照明及び換気	食器洗浄設備	食器消毒設備	食品貯蔵庫	手洗設備	専用便所
m ²							

食堂

設置場所	名称	室面積	備考
		m ²	
		m ²	

談話室

設置場所	床面積 (共用部分面積)	備考	設置場所	床面積 (共用部分面積)	備考
	m ²			m ²	

機能訓練室

設置場所	室面積	主な機械・器具	備考
	m ²		
	m ²		

浴室

設置場所	室面積	構造設備の概要	備考
	m ²		
	m ²		

エックス線装置及び診療室

開設時設置 予定のエックス線装置	固定 携帯	の別	用途	製作者名	台数	型式
エックス線 診療室	室面積	室内の構造設備概要	操作室 の面積	暗室		備考
				面積	設備	
	m ²		m ²	m ²		

2階以上に病室を有する建物別の階段及びその構造

建物別 名称	患者の使用する屋内直通階段						病室の ある 最上階	避難 階段 の数	備 考
	用途	幅	踊り場 の 幅	け上げ	踏 面	手すり の有無			
							階	階から 地上まで 箇所	
							階	階から 地上まで 箇所	
エレベーターの有無							有 ・ 無		

廊下の幅

建物別名称	片側廊下	中廊下	建物別名称	片側廊下	中廊下

管理予定者の 住 所
氏 名

定款、寄附行為又は条例

別添のとおり

開設予定年月日

年 月 日

添付書類

- 1 管理予定者の免許証の写し及び履歴書（管理予定者の医籍登録が平成16年以降のとき又は歯科医籍登録が平成18年以降のときは、臨床研修修了登録証の写し、麻酔科を標榜しようとする場合は、麻酔科標榜許可証の写しも添付）
- 2 敷地の平面図
- 3 敷地周囲の見取図
- 4 建物の平面図（各室の用途を示し、各病室の病床数及び病床種別を明示）
- 5 開設者が法人であるときは定款、寄附行為又は条例の写し
- 6 建物の新築又は大規模な改築を行った場合は建築確認通知書の写し、賃借する場合は賃貸借契約書の写し
- 7 法人の設立認可書及び法人の登記簿謄本（登記事項証明書）の写し

第2号様式(第2条関係)

助産所開設許可申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

開設者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり助産所開設の許可を受けたいので、医療法第7条第1項の規定により申請します。

名 称			
開設の場所	〒	TEL	()
助産師その他の従事者の定員	助産師 名	その他 名	計 名
敷地の面積及び平面図			
敷地の面積	m ²		
平面図	別添のとおり		
建物の構造概要及び平面図			
主要構造	階数	建築面積	延べ面積
	階	m ²	m ²
建物の一部を使用する場合	造 階建ての	階部分	延べ面積 m ²
平 面 図	別添のとおり		
分娩室			
設置場所	室面積	構造設備の概要	備考
	m ²		
入所室数及び定員	室	母子	
管理予定者の住 所			
氏 名			
定款、寄附行為又は条例	別添のとおり		
開設予定年月日	年	月	日

添付書類

- 1 管理予定者の免許証の写し及び履歴書
- 2 敷地の平面図
- 3 敷地周囲の見取図
- 4 建物の平面図(各室の用途を示し、妊婦、産婦、又はじょく婦を収容する室については定員、床面積、採光面積及び外気開放面積を記入すること。)
- 5 開設者が法人であるときは定款、寄附行為又は条例の写し及び登記簿謄本(登記事項証明書)の写し
- 6 建物の新築又は大規模な改築を行った場合は建築確認通知書の写し、賃借する場合は賃貸借契約書の写し

第3号様式(第3条関係)

診療所(助産所)開設許可事項変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

開設者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり診療所(助産所)開設許可事項の一部変更の許可を受けたいので、医療法第7条第2項の規定により申請します。

施設の名称 及び所在地	名称			
	所在地	〒		
	電話番号		管理者氏名	
変更する理由				
変更する事項	変更前		変更後	

添付書類

- 1 構造設備を変更する場合は、その概要
- 2 構造設備を変更する場合は、変更箇所の属する階の新旧が対照できる平面図(申請箇所の着色)、平面図で不明確な場合は詳細図
- 3 建築確認を要する構造設備の変更については、建築確認通知書の写し

第4号様式(第4条関係)

診療所開設届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

開設者 住所

氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり診療所を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により届け出ます。

管理者	ふりがな 氏名		住所	〒 TEL ()			
	医籍登録	年 月 日	第 号				
診療所	ふりがな 名称		開設の場所	〒 TEL ()			
開設許可日	年 月 日	許可番号	第 号				
開設年月日	年 月 日	診療開始年月日	年 月 日				
診療科目							
診療曜日 診療時間							
医療従事者	医師歯科医師 薬剤師の種別	氏 名	生年月日	担当科目	診療曜日	診療時間	免許番号

添付書類

- 1 管理者及び医療従事者の免許証の写し及び履歴書(管理者の医籍登録が平成16年以降のとき又は歯科医籍登録が平成18年以降のときは、臨床研修修了登録証の写し、麻酔科を標榜しようとする場合は、麻酔科標榜許可証の写しも添付)
- 2 敷地の平面図
- 3 建物の平面図(各室の用途を示し、各病室の病床数及び病床種別を明示)
- 4 付近見取図
- 5 建物の新築又は大規模な改築を行った場合は建築確認通知書の写し、賃借する場合は賃貸借契約書の写し

第5号様式(第4条関係)

助産所開設届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

開設者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり助産所を開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により届け出ます。

管理者	ふりがな 氏名		住所	〒 TEL ()	
	医籍登録	年 月 日	第 号		
診療所	ふりがな 名称		開設の場所	〒 TEL ()	
開設許可日	年 月 日	許可番号	第 号		
開設年月日	年 月 日	診療開始年月日	年 月 日		
診療科目					
診療曜日 診療時間					
従事する助産師	氏 名	生年月日	勤務の日	勤務時間	免許番号及び登録年月日
分娩を取り扱う助産所	嘱託医師又は嘱託を行った医療機関	住所(所在地)			
		氏名(名称)			

添付書類

- 1 管理者及び従事助産師の免許証の写し及び履歴書
- 2 嘱託医師の承諾書及び免許証の写し(出張の場合は不要)
- 3 敷地の平面図
- 4 建物の平面図(各室の用途を示し、妊婦、産婦、又はじょく婦を収容する室については定員、床面積、採光面積及び外気開放面積を記入すること。)
- 5 付近見取図
- 6 建物の新築又は大規模な改築を行った場合は建築確認通知書の写し、賃借する場合は賃貸借契約書の写し

第6号様式(第4条関係)

診療所開設届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

開設者 住所

氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり診療所を開設したので、医療法第8条の規定により届け出ます。

管理者	ふりがな 氏名		住所	〒											TEL ()							
	医籍登録	年 月 日			第 号																	
診療所	ふりがな 名称		開設の場所	〒	TEL ()					FAX ()												
開設年月日	年 月 日		診療開始年月日	年 月 日																		
診療科目																						
診療曜日 診療時間																						
従事者定員 ()は非常勤の数	医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	臨 床 検 査 技 師	診 療 放 射 線 技 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	栄 養 士	歯 科 技 工 士	歯 科 衛 生 士							そ の 他	合 計
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
医 療 従 事 者	医師歯科医師 薬剤師の種別	氏 名		生年月日	担当科目	診療曜日	診療時間		免許番号													
開設者が医師又は歯科医師であって現に病院(診療所)を開設(管理、勤務)しているときはその旨(開設・管理・勤務)					施設の名称																	
					所在地																	
開設者が医師又は歯科医師であって同時に2以上の病院(診療所)を開設しようとする者であるときはその旨					施設の名称																	
					所在地																	